三重県視察記

2009 年 7 月 17 日（金）～ 18 日（土）に、理事を中心に、三重県議会、三重県地方自治研究センター、高校生レストラン「まごの店」、農事組合法人「伊賀の里モクモク手づくりファーム」の視察を行いましたので、報告します。

三重県議会「議会基本条例」の取り組み

藤川　剛（京都市会議員）

7 月 17 日、三重県議会を訪問し、都道府県としては初めて制定された“議会基本条例”を視察させていただいた。当日、三重県議会の西塚議員より説明を受けた内容をもとに、議会条例の必要性と、京都市において議会基本条例についての動きについて報告を行いたい。

そもそも議会基本条例とは

よく似た名称の「自治基本条例」というのもあるが、自治基本条例は、「自治体の憲法」とも言われ、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例である。ただ、その名称は自治体によって異なり、「まちづくり条例」「まちづくり基本条例」などがある。

自治基本条例は、地域課題への対応や、まちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例である。多くの自治体では、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めている。

2001 年 4 月 1 日に施行された、北海道ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」が、最初と言われている。その後、制定する自治体が急速に増えており、現在もなお制定に向けて検討を行っている自治体が多い。

三重県議会棟と議場

では、議会基本条例はどのようなものであるのか。議会基本条例は、端的に言えば、地方議会の運営をどのように行うのかを定めた条例と言える。この議会基本条例は、そもそも、行政組織の改革の流れのなかで、議会改革も行われるようになり、その改革の一つとして出されてきたものである。この議会条例をいち早く制定したのは、2006 年 5 月 18 日に施行した、北海道栗山町の「栗山町議会基本条例」が最初と言われている。その後、一般市・町を中心にして

西塚県議会議員より説明を受ける訪問団

制定が進んでいるが、都道府県レベルでは、三重県議会が一番早く、2006 年 12 月 20 日に制定した。政令市においては、2009 年 7 月 1 日に川崎市が施行した。

議会改革の一つの集大成として施行された基本条例の大きな特徴は、情報公開と政治倫理が明確に位置付けられていることではないだろうか。北海道栗山町では、最初から議会基本条例を作ろうとしたのではなく、会期が終わるごとに、情報公開と市民参加の一つである議会報告会を行っていたが、この議会報告会を制度化しようとしたことから、条例を制定しようという動きになったと聞いている。このことから、議会基本条例の“キモ”は、情報公開であろうと考える。このことを踏まえ、都道府県レベルで初めて議会基本条例を制定した、三重県議会の特徴を西塚議員にお聞きした内容と、議会基本条例の重要性について考えてみたい。

三重県議会の議会基本条例

三重県議会における議会基本条例制定の動きは、1995 年に北川正恭知事の下で始まった県庁改革と同時に始まり、議会改革 12 年の集大成といえるものであろう。具体的には、「2 元代表制における議会のあり方検討会」での議論がベースとなり、2005 年度の「議会基本条例研究会」、2006 年度の「議会基本条例検討会」を経て、2006 年 9 月 15 日に議会基本条例素案が公表され、12 月に議会に上程、可決成立したものである。制定までの紆余曲折について、西塚議員によると、とりわけ最後まで知事の反問権について賛否が分かれ、最終的には、今後の検討課題として素案には盛り込まれなかった。北海道栗山町の議会基本条例には、議長または委員長の許可を得てではあるが、反問権が盛り込まれており、三重県議会として、今後の課題であるとも話されていた。

三重県議会の議会基本条例と、栗山町の条例との違いは、他にもある。それは、議会報告会の実施にある。栗山町では、議会ごとに議会報告会を実施しており、この報告会を制度化することから基本条例が生まれた訳だが、三重県議会では、児童・生徒・学生の方がたからの要請を受けて、議会制度そのものの説明を行う「出前講座」は実施されているが、議会としての議会報告会は実施されていない（当然、議員個々人として、議会報告は実施されていると思うが……）。今年 7 月に議会基本条例を制定した川崎市においても、やはり議会報告会は実施されていない。だがその代わりに、三重県議会においても川崎市議会においても、本会議はもちろん、すべての会議が公開されているし、インターネットを通じてオンデマンドで県民や市民に公開されている。

しかし、議会基本条例のシンポジウム等では、やはり議会条例の中心は、市民と議会との関係であり、そのなかで市民参加や情報公開が謳われていることが重要だといわれている。そういう意味では、市民との意見交換を含めた議会報告会の開催は、大変重要であるといわれている。またその議会報告会の場には、当該地域から選出されていない議員が出向き、議員自らが支持者でない市民と正式の場で公開討論することで、市民意識も高まるし、議員のみならず、議会事務局の権能も高まるのではないか、また議会報告会を行うことで、地域経営も変化するといわれている。実際、佐賀市の市長をされていた木下俊之さんは、「市長在任中は市民との意見交換の場に部課長を引き連れるのではなく、自分

自身が出向き、フリーの質問を受け、回答することで自分自身も鍛えられたし、市民の方がたの本当の民意が反映されていった。ただ、政令市等ではやはり、単位が大きすぎるため、各区単位くらいで行うのが良いだろう。そのためには東京特別区のように区長公選制にする必要がある」と話されていた。首長の場合と議会とでは若干違いはあるが、情報公開という面では同じである。そういう意味では、情報公開や市民参加の面で、議会報告会を実施できる単位への区分けが重要となってくる。

京都市における動き

11 月 4 日、京都府議会では、「府議会基本条例」制定に向けて、会派でつくる政策調整会議において、検討を始めることを決めた。これは、2010 年度に制定しようとしている「府基本条例」に対応した動きで、常任委員会の毎月開催など、地方分権ふさわしい議会改革をめざすとされている。

では、京都市では、この議会基本条例についてどのように考えているのだろうか。京都市議会においても、これまでからさまざまな議会改革が進められてきた。常任委員会も基本的には毎月 2 回実施されているし、本会議や市長総括質疑はインターネットで生中継されており、後日、録画として見ることもできる。また常任委員会等についても、モニター室ではあるが、視聴することができる。また議会基本条例を制定している多くの自治体で、その条例に盛り込まれている重要な柱が情報公開と政治倫理であろうと思われる。この 2 つの柱についても、京都市では「議会基本条例」ではないが、すでに「京都市会情報公開条例」や「京都市議会政治倫理条例」といったものが制定され、実践されている。だが、京都市議会としても、その議会改革検討委員会のなかで、議会基本条例については議論が行われており、市会事務局では、条例を制定して現在運用している同じ政令市の川崎市の動向や、制定を行おうとしているさいたま市の動きなどを見ながら、資料を集め検討を始めているようである。

そこで、議会基本条例に関しては後発となる京都市議会であるから、これまで取り組まれている他都市の状況を十分に見極め、より良いところを盛り込んだ「京都市議会基本条例」の制定に向け、取り組んでいただきたい。また、私ども民主・都みらい京都市会議員団も、民主党京都府連政策調査会主催の検討会で、北川正恭元三重県知事の話を聞かせていただき、川崎市議会へも調査に出かけ、議会基本条例制定に向け、取り組んでいるところである。これからも私たちは、市民という立場からも、職員という立場からも、また議員という立場から見ても、より良い議会基本条例が制定できるよう、取り組みを進めていきたい。